

学校いじめ防止基本方針

宮城県立金成支援学校

はじめに

いじめは、校種を問わず、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、その生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。本校は、本校の児童生徒の尊厳を保持するため、生徒指導問題対策委員会を組織しており、いじめに関する実態を的確に把握し、適切な指導を行ってきた。平成25年12月付けの「宮城県いじめ防止基本方針」を受け、これまで以上にいじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講じるために、本校の基本方針を定める。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。この定義を踏まえ、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。「心理的な影響」とは、心身の苦痛を感じるもの。

「物理的な影響」とは身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいて、該当児童生徒がそのことを知らず児童生徒本人が心身の苦痛を感じていない場合でも、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。いじめの対応にあたっては、法が定義するいじめに該当する事案を法第22条の学校いじめ対策組織（生徒指導問題対策委員会）へ情報共有し、犯罪行為と認められるものについては、警察と連携し対応をする。

II いじめの理解

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の、暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒に入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

III いじめの防止等に関する取り組み

（1）いじめの防止

①いじめに対する共通理解

- ・職員全員のいじめの問題に対する取り組みの徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議によ

り共通理解を図る。

- ・いじめ防止等に対する取り組み状況等について、学部ごと又は全体で定期的に報告し合い、情報を共有するなどして共通理解を図る。
- ・全校集会や学部集会などで、日常的にいじめの問題に触れ、いじめを許容しない雰囲気を学校全体につくりだし、児童生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

②指導の充実

- ・児童生徒の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に指導を行う。
- ・家庭及び地域社会との連携を図り、課題に対する共通理解の基で、適切な指導に当たる。

(2) 早期発見のための措置

①いじめの認知

- ・年2回のいじめアンケートによる情報収集（運営計画3－12～14参照）を行う。
保護者のいじめアンケートについては、7月、2月の個別面談の時に行う。
- ・休み時間や、給食時間、清掃時間など、複数の教職員での的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

②実態把握と情報共有

- ・学級懇談、学年懇談における相談体制の充実
- ・いつでも誰とでも相談できる体制の充実
- ・生徒指導問題対策委員会の適時、適切な開催
- ・主事会など学部間の連携
- ・学部会、生徒指導部会、校内支援委員会（運営計画16－1参照）での情報交換や対応
- ・児童生徒理解研修会（運営計画3－22参照）など教職員間の緊密な情報交換や共通理解の深化

③啓発活動

- ・保護者や地域からの理解・協力に向けた体制整備
- ・PTA全体会等における啓発

(3) いじめへの対処

①児童生徒の安全確保

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や、訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、いじめと判断される行為には、早い段階からの的確に関わり、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

②事実確認

[本人からの聞き取り]

- ・いつ、どこで、誰に、何を、どのようになどの事実関係の的確な把握に努める。
- ・直接聞き取りの実施、話すことの難しい児童生徒へは、慎重な配慮の上での調査に心掛ける。また、意思の読み取りができる教師の情報を得ながら、情報把握に努める。
- ・必要に応じて保護者に同席を要請する。

[友達、周囲からの聞き取り]

- ・事実関係を的確に把握するため、友達や同学級の児童生徒などからも、的確な聞き取りを行う。
- ・複数の児童生徒に対し、同時に一緒に聞き取りなどを実施する。

[事実関係の照合]

- ・校長、教頭の指示を受け生徒指導主事は、本人や友達から得た情報を照らしあわせて確かめる。
- ・相違点については再度、聞き取りなどを実施する。

③組織での対応

- ・発見・通報を受けた教職員は学校関係者に報告し、事実確認した情報については生徒指導問題対策委員会等で直ちに情報を共有する。事実確認の結果は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会へも連絡する。

(4) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

[児童生徒に対する支援]

- ・児童生徒のつらさや悔しさを担任等が真摯に傾聴し、親身な対応をする。
- ・具体的な支援内容を提示する。
- ・継続的に十分な心理的ケアを図る。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

[保護者に対する支援]

- ・家庭訪問等により、迅速、正確に保護者にいじめの事実関係を伝える。
- ・きめ細やかなコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努め、共通理解を図る。

[教育環境の確保]

- ・いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(5) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

[児童生徒に対する指導]

- ・再発防止のため、事実関係等を確認し、いじめがあったと確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせる。
- ・いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度をとりつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚するよう促す。
- ・当該児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・指導後も十分な心理的ケアに配慮する。

[保護者に対する助言]

- ・事実関係を聴取後、迅速・的確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。
- ・保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・具体的な助言に努め、必要に応じて関係機関との連携についても助言する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめに対して「観衆」「傍観者」を作らない指導をしていく
- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(7) インターネットの上のいじめの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求め対応にあたる。
- ・学校における、情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に関わる「ネット犯罪防止教室」（運営計画3－23参照）等の講話をを行い、児童生徒だけではなく保護者に対してもインターネット利用に係わる危険性について啓発していく。

(8) 重大事態への対処

重大事態の定義とは

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・重大事態の報告があった場合、いじめが重大事態であると認定された場合、校長は速やかに宮城県教育委員会に報告する。
- ・調査に関しては、宮城県教育委員会の指導及び支援をうけて行い、調査結果についても宮城県教育委員会に報告する。
- ・調査の結果明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、「宮城県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。
- ・宮城県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応にあたる。
(下枠宮城県いじめ基本方針参照)
- ・懲戒や特別指導を行う際には、教育的配慮に十分配慮し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。(運営計画3－26参考)
- ・心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返し、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、直ちに警察に通報し、警察と連携して対処する。

IV その他の留意事項

(1) 学校評価

- ・学校評価において、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知する。

(2) 学校運営の改善

- ・教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとする。